

社援基発0704第2号

平成26年7月4日

都道府県
各 指定都市 民主主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

第27回介護福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、第27回介護福祉士国家試験の概要につきましては、下記のとおりです。

1. 介護福祉士国家試験の概要

(1) 試験期日

ア 筆記試験 平成27年1月25日（日曜日）

イ 実技試験 平成27年3月1日（日曜日）

(2) 試験地

ア 筆記試験

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ 実技試験

北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 試験科目

ア 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解

領域：介護

介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ

総合問題（上の3領域の知識・技術について横断的に問う問題を、事例形式で出題）

イ 実技試験 介護等に関する専門的技能

（4）受験資格

次のいずれかに該当する者

ア 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）と、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第30号）に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者（平成27年1月24日までに3年以上従事する見込みの者を含む）

- イ ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成27年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）
- ② 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士・介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号）別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者
- ③ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第1条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者（平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- ④ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第1に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定

により大学への入学を認められた者

- ⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)において旧施行規則別表第2に定める科目及び単位数を修めて卒業した者(平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- ⑥ 平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、介護等の業務に9月以上従事した者(平成27年1月24日までに9月以上従事する見込みの者を含む。)

(5) 合格者の発表

平成27年3月26日(木)午後、厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

(6) 受験手続

ア 受験書類の受付期間

平成26年8月6日(水)から9月5日(金)

※当日消印のあるものに限り有効

イ 受験書類の提出先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

(7) 受験手数料

10,650円

(8) 試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地 150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03(3486)7559 (音声およびファクシミリ)

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

2. 介護福祉士試験委員の公告

試験委員長 根本 嘉昭

副委員長 朝倉 京子
川手 信行

白井 正樹
谷口 敏代

遠藤 英俊
峯尾 武巳

川井太加子
山野 英伯

委員 (筆記)

天野 由以
井上 善行
大原 昌樹
小倉 毅
岸川 洋治
小林 理
鈴木 聖子
津田理恵子
服部 英幸
平野 方紹
山田 幸子

飯干紀代子
岩井 恵子
岡 京子
小澤 温
北村 世都
五味 郁子
田口 潤
東海林初枝
鳩間亜紀子
廣瀬 圭子
吉浦 輪

伊藤 秀一
梅垣 宏行
小川 純人
笹原 幸子
藏野ともみ
櫻山 豊夫
竹内 美幸
永井 優子
花畑 明美
柊崎 京子
吉賀 成子

稲谷ふみ枝
梅本 旬子
奥田 都子
叶谷 由佳
小池 竜司
澤 宣夫
辻 哲也
中村 大介
阪東美智子
本名 靖

委員 (実技)

赤羽 克子
泉 佳代子
岡田 史
釜土 禮子
澤 智之
嶋田 直美
徳重 柳子
畠山 仁美
眞鍋 誠子
保倉 寿子
山谷里希子

阿部 正昭
伊藤 優子
加藤美智子
河本 由美
三瓶 典子
高岡 理恵
中村 幸子
福沢 節子
三木真生子
山中由美子
横井 光治

安藤 美樹
井上 理絵
金津 春江
木村 晴恵
柴田 範子
高橋美岐子
鍋島恵美子
藤田 秀剛
壬生 尚美
山根 淳子
吉田 清子

石井 忍
大崎 千秋
鎌田 恵子
倉持有希子
柴山志穂美
高橋 泰徳
野村 敬子
藤山 利美
三宅 道子
山本かの子



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令(二四九)
○薬事法施行令の一部を改正する政令(二五〇)

(府 令)

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府五〇)

(府令・省令)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(内閣府・総務三)
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令(同四)
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業三)
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

(省 令)

○法務省定員規則の一部を改正する省令(法務二五)
○財務省定員規則の一部を改正する省令(財務四七)
○薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七六)

(告 示)

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件(内閣府・経済産業五)
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件
(総務・経済産業三)
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件
(文部科学・経済産業五)
○生物学的製剤基準の一部を改正する件(厚生労働二七九)
○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同二八〇)
○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同二八一)
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同二八二)
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件
(厚生労働・経済産業二)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件
(農林水産・経済産業二)

○平成二十六年度中小企業者等に対する特定補助金の交付の方針が定められた件(経済産業一四五)

○国等の特定補助金等の中小企業者等への支出の実績の概要の通知があった件(同一四六)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件(同二四七)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件
(経済産業・環境五)

(官庁報告)

国家試験

介護福祉士国家試験の施行
(厚生労働省)

介護福祉士試験委員の公告(同)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令(政令第二四九号)(内閣府)

1 地方空港における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、法務省及び財務省の職員の定員を改正することとした。
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令(政令第二五〇号)(厚生労働省)

1 医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、アレクチニブ、その塩類及びその製剤、アピラチロン酢酸エステル及びその製剤、ルキシロチニブ、その塩類及びその製剤、カバジタキセル及びその製剤並びにニボルマブ及びその製剤を指定することとした。(別表第二関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金（クリーンディーゼルエンジン技術の高度化に関する研究開発）

次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発事業に係る委託費

石油資源遠隔探知技術の研究開発事業に係る委託費

太陽光発電無線送電高効率化の研究開発に係る委託費

医工連携事業推進事業に係る委託費

伝統的工芸品産業支援補助金

次世代エネルギー・社会システム実証事業に係る補助金

新エネルギー技術実証事業に係る補助金

新エネルギー等共通基盤整備事業に係る補助金

小水力発電モデル事業に係る補助金

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金

先進型汚染水処理技術開発事業に係る委託費

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業に係る補助金

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業に係る補助金

中小企業・小規模事業者連携促進支援事業に係る補助金

ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業のうち戦略的基盤技術高度化支援事業に係る委託費及び補助金

二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等

次世代型超低消費電力デバイス開発プロジェクトに係る委託費及び補助金

ナノ炭素材料実用化プロジェクトに係る委託費及び補助金

革新的新構造材料等技術開発に係る委託費

インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクトに係る委託費

先進的省エネルギー産業技術創出事業に係る補助金

先導的省エネルギー産業技術創出事業に係る補助金

次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクトに係る委託費及び補助金

エネルギー・環境新技術先導プログラムに係る委託費

戦略的イノベーション創造プログラムのうち革新的設計生産技術に係る委託費

希少金属代替省エネ材料開発プロジェクトに係る委託費及び補助金

次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発事業に係る委託費

革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクトに係る委託費及び補助金

次世代省エネ材料評価基盤技術開発プロジェクトに係る委託費及び補助金

再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業に係る委託費

次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業に係る委託費

太陽熱エネルギー活用型住宅の技術開発に係る補助金

リチウムイオン電池応用・実用化先端技術開発事業に係る補助金

福祉用具実用化開発推進事業に係る補助金

未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業に係る委託費

戦略的省エネルギー技術革新プログラムに係る補助金

新エネルギーベンチャー技術革新事業に係る委託費及び補助金

新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発に係る委託費及び補助金

洋上風力発電等技術研究開発に係る委託費及び補助金

戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業に係る委託費及び補助金

海洋エネルギー技術研究開発に係る委託費及び補助金

太陽光発電システム次世代高性能技術の開発に係る委託費

バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業に係る委託費及び補助金

バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業に係る委託費及び補助金

再生可能エネルギー熱利用技術開発事業に係る委託費及び補助金

セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業に係る委託費

太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発に係る委託費及び補助金

固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発に係る委託費及び補助金

固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発事業に係る委託費及び補助金

水素利用技術研究開発事業に係る委託費及び補助金

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から交付する特定補助金等

地熱発電技術研究開発事業に係る委託費

四 全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等

中小企業技術開発調査・実証事業に係る補助金であつて新技術に関する研究開発に係るもの

〇 経済産業省 告示第五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、環境省から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月四日

地球温暖化対策技術開発等事業に係る委託費及び補助金

CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業に係る委託費及び補助金

経済産業大臣 茂木 敏光

環境大臣 石原 伸晃

官庁報告

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和82年法律第30号。以下「法」という。）第40条第3項において

準用する法第6条の規定により、第27回介護福祉士

士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成26年7月4日

厚生労働大臣 田村 憲久

1 試験期日

(1) 筆記試験 平成27年1月26日（日曜日）

(2) 実技試験 平成27年3月1日（日曜日）

2 試験地

(1) 筆記試験 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び中韓圏

(2) 実技試験 北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び中韓圏

3 試験科目

(1) 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解

領域：介護

介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解 こころとからだのしくみ

総合問題（3領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

(2) 実技試験 介護等に関する専門的技術

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア 身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェッカー紙等用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は120問、総試験時間数は210分間とする。

(3) 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「5分間以内」とする。

(4) 次に該当する者は、実技試験を免除する。
ア 平成24年4月1日から平成26年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第40号。以下「施行規則」という。）第22条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものであつて3年以上（専攻科において2年以上）必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成22年度以降入学者に限る。）

ウ 平成26年12月31日までに法に基づき実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者

(5) 出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格

(1) 次に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者（平成27年1月24日までに3年以上に従事する見込みの者を含む。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通所施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他の医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第4条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者看護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）の障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設（障害者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4

号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）の障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者授産施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通所施設をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付付社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付付厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第26項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成44年法律第167号）の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付付厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デザインサービス事業実施要綱）に基づく隣保館デザインサービス事業を行っているものに限る。）の職員であつて主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デザインサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施設を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス事業のうち、その主たる業務が介護を行う事業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続

支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業員のうち、その主たる業務が介護等である者

キ 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する居宅デザインサービスを行っている事業所の従業員のうち、その主たる業務が介護等である者

ク 指定訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。）又は指定介護予防訪問介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）の訪問介護員等

ケ 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設（老人デザインサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

コ 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員
サ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

シ 指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。の訪問介護員

ス 指定認知症対応型通所介護 (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護 (同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。を行う施設 (老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員

セ 指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者

ソ 指定認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者

タ 指定複合型サービス (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者

チ 指定通所リハビリテーション (指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション (指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護 (指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短

期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護 (指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員

ツ 指定特定施設入居者生活介護 (指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護 (指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護 (指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員

テ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) 第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ナ 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所 (以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ニ 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準 (平成6年3月厚生省告示第72号) 別表第1 (老人医科診療報酬点数表) において定められた病棟等のうち、介護力を強化したものと (同告示に

基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料 (1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ネ ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ノ 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則 (昭和22年労働省令第12号) 附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

ヒ 「重症心身障害児 (者) 通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号) 別紙 (重症心身障害児 (者) 通園事業実施要綱) に基づく「重症心身障害児 (者) 通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)

フ 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号) 別添 (在宅重度障害者通所援護事業実施要綱) に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ 「知的障害者通所援護事業実施費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号) 別添 (知的障害者通所援護事業実施要綱) に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ホ 「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について (平成26年3月31日付け障発0331第1号) による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記11(8)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヤ 「地域生活支援事業の実施について」別紙1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記9に基づく「移動支援事業」又は別記11(4)に基づく「日中一時支援」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員 (地域生活支援事業実施要綱の一節改正について (平成19年6月18日付け障発第0818001号) による改正前の「地域生活支援事業の実施について」の別紙1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記6(2)に基づく「経路的デイサービス事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを含む。)

ミ 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号) 別紙 (地域福祉センター設置運営要綱) に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け建居発第1414号) に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

メ 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け建居発第765号) に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成5年7月16日付け建居発第766号) に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

モ 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和60年9月19日付け衛第547号) 別添 (原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱) に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

や 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社歴第29号)に掲げるものを除き、次のような事業であること。

(イ) 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

(ロ) 介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業

(ハ) 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

(ニ) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに準ずるもの

(ホ) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、障害福祉サービスに準ずるもの

(ヘ) 次のいずれかに該当する者
ア 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものである以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能

を修得する場合にあつては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(平成27年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号)別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(専攻科及び別科を除く。)において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)第1条の規定による改正前の施行規則(以下「旧施行規則」という。)別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者(平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第1に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

ニ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上のものに限る。)において旧施行規則別表第2に定める科目及び単位数を修めて卒業した者(平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

カ 平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上)必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、5の(1)のアからヤまでの業務に9月以上従事した者(平成27年1月24日までに9月以上従事する見込みの者を含む。)

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(イ) 受験申込書 施行規則様式第5により作成するともに、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、住民票)に記載されている文字を使用すること。

(ロ) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面に氏名を記載すること。
5の(1)又は(2)のイに該当する者が提出する書類

勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、平成27年1月30日(金曜日)までに実務経験証明書を提出すること。
5の(2)に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書(学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)又は卒業見込証明書(平成20年度以前に入学した者については、卒業見込証明書及び履修見込証明書)

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書を提出すること(平成20年度以前に入学した者であつて、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出した者にあつては、卒業後、直ちに卒業証明書及び履修証明書を提出すること)。

おつて、試験に合格した場合であつても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

エ 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。)にあつては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書(学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあつては、これを証する書面)及び履修証明書の提出に代えることができる。

オ 4の(4)のア又はロにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類

(イ) 受験申込書提出の際には講習を修了している者にあつては講習の実施者が交付した介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあつては講習の実施者が交付する介護技術講習受講決定通知書

なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあつては、平成27年1月30日(金曜日)までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

(ロ) 受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあつては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあつては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあつては、平成27年1月30日(金曜日)までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

カ 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したもののついては、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

キ 過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、実務者研修修了証明書を提出したもののついては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

ク 実技試験の免除を申請した者で、講習又は実務者研修を修了しなかった者にあつては、実技試験の免除申請取下書を平成27年1月9日(金曜日)までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限り受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受付は、平成27年1月9日(金曜日)午後5時までとする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成26年12月27日から平成27年1月4日までの間は除く。)

- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
- ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成26年8月6日(水曜日)から平成26年9月5日(金曜日)までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。
- イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成26年9月5日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中平日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。
- エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。
- なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更が生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。
- ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。
- (3) 受験手数料
- ア 受験手数料は、10,650円とし、受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙を用い、ぬうち、銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ぬうち、銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。
- イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- (4) 受験票の交付
- ア 筆記試験受験票は、平成26年12月5日(金曜日)に投函し郵送により交付する。
- イ 実技試験受験票は、筆記試験の合格者(4の(4)により実技試験が免除される者を除く。)に対して、平成27年2月13日(金曜日)に投函し郵送により交付する。
- また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

- 7 携帯電話等の通信機器の持込みについて
- 実技試験においては、不正行為等防止の観点から、試験会場での受付後は、携帯電話等の通信機器の所持を禁止する。携帯電話等の通信機器を持ち込んだ者は、受付前に携帯電話等預かり所で、預けるものとする。
- この受験条件に違反した者は、受験前の場合には受験を認めず、受験後の場合は試験を無効とする。
- 8 合格基準の考え方
- (1) 筆記試験
- 次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。
- ア 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。
- イ アを満たした者のうち、以下の試験科目10科目群すべてにおいて得点があった者であること。
- ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 ③社会の理解 ④生活支援技術 ⑤介護過程 ⑥発達と老いの理解 ⑦認知症の理解 ⑧障害の理解 ⑨ことからからのしくみ ⑩総合問題
- (2) 実技試験
- 課題の総得点の60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。
- 9 合格者の発表
- (1) 試験の合格者は、平成27年3月26日(木曜日)午後、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
- (2) 合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成27年3月26日(木曜日)に投函し郵送により交付する。
- (3) 5の(1)又は(2)のかに該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、6の(1)のイに示した期日までに実務経験証明書が提出がないときは、当該受験を無効とする。

- (4) 5の(2)に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したもの(平成20年度以前に入学した者)については、卒業見込証明書及び履修見込証明書)については、平成27年3月31日(火曜日)までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書(平成20年度以前に入学した者)については、卒業証明書及び履修証明書)が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。
- (5) 4の(4)のイ又はウによる実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者又は実務者研修修了見込証明書)を提出した者(6の(1)のウに示した期日までに、実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。)にあっては、6の(1)のイに示した期日までに介護技術講習修了証明書又は実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。
- 10 受験の申込みに必要な書類の請求
- 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(介護福祉士受験の手引等○人分請求)と記載すること。)を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。
- 11 その他
- (1) 試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。
- 12 試験に関する照会先「公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号150-0002 電話番号03(3486)7521 試験案内専用電話番号03(3486)7559 (音声及びフランクシニリ) ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

介護福祉士試験委員の公告			
第27回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。			
平成26年7月4日			
試験委員長 根本 嘉昭		厚生労働大臣 田村 憲久	
副委員長 朝倉 京子		試験委員 白井 正樹	
委員 川井太加子		委員 川手 信行	
委員 峯尾 武巳		委員 山野 英伯	
委員(筆記)		委員(筆記)	
天野 由以	阪干紀代子	伊藤 秀一	
稲谷ふみ枝	井上 善行	岩井 恵子	
梅垣 宏行	梅本 旬子	大原 昌樹	
岡 京子	小川 純人	奥田 都子	
小倉 毅	小澤 温	笹原 幸子	
叶谷 由佳	岸川 洋治	北村 世都	
藏野ともみ	小池 竜司	小林 理	
五味 郁子	櫻山 豊夫	竹内 美幸	
鈴木 聖子	田口 潤	津田 美幸	
辻 哲也	津田理恵子	東海林初枝	
永井 優子	中村 大介	服部 英幸	
橋岡亜紀子	中村 花畑	阪東美智子	
平野 方昭	花畑 圭子	吉崎 京子	
本名 靖	山田 幸子	吉浦 輪	
吉賀 成子			
委員(実技)		委員(実技)	
赤羽 克子	阿部 正昭	安藤 美樹	
石井 忍	泉 佳代子	伊藤 史	
井上 理絵	大崎 千秋	岡田 恵子	
加藤美智子	金津 春江	鎌田 恵子	
金土 禮子	河本 由美	木村 晴恵	
倉持有希子	智之 三瓶	典子 直美	
柴田 範子	柴山志穂美	嶋田 泰徳	
高岡 理恵	高橋美枝子	高橋 美枝子	
徳重 柳子	中村 幸子	鍋島美子	
野村 敬子	島山 仁美	福沢 節子	
藤田 秀剛	藤山 利美	眞鍋 誠子	
三木真生子	王生 尚美	三宅 道子	
保倉 寿子	山中由美子	山根 淳子	
山本かの子	山谷里希子	横井 光治	
古田 清子			